

# 第 11 回士別市農業委員会総会議事録

令和 7 年 4 月 28 日

士別市農業委員会

## 第11回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月28日（月曜日）

午後 1時30分開会

午後 2時00分閉会

2. 開催場所 第2庁舎大会議室

### 3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

日程第1	報告第1号	農地法第3条の3の規定による相続の届出について
日程第2	報告第2号	賃貸借契約の解約について
日程第3	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6	議案第4号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について

---

### 出席委員（23名）

1番	工藤修一君	3番	寺崎徳仁君
4番	森野良次君	6番	鈴木茂樹君
7番	古市光敬君	8番	永峯健一君
9番	鈴木淳一君	10番	阿部秀範君
11番	渡辺亨君	12番	梅津宣保君
13番	山下篤君	15番	柳眞由美君
16番	松井薫君	17番	鈴木庄一郎君
19番	大崎陽司君	20番	中山義隆君
21番	十河謙一君	22番	栗本勝君
23番	安念としよ君	24番	櫻田三央君
25番	齊藤哲郎君	26番	新田康仁君
27番	上野浩二君		

---

### 出席説明員（4名）

事務局長	林秀忠君
副長	大懸保司君
副長	小林泉君
主任主事	松本奨悟君

---

#### 4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

●議長（上野浩二君）

第11回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は23名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、20番 中山義隆委員、21番 十河謙一委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「木下委員」「本間委員」「酒井委員」「古川委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

---

●議長（上野浩二君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（大懸保司君） 農地法第3条の3の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号1番、相続人、●●●●より相続の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

---

●議長（上野浩二君） 次に、日程第2、報告第2号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第18条第6項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外2件より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

---

●議長（上野浩二君） 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（大懸保司君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、ご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外9筆、地目、田・畑、面積122,016㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営基盤の安定を図るものであります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあたらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。  
（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（上野浩二君） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（大懸保司君） 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1番、転用者、●●●●、所在、中士別町、地番●●●●、地目、畑、転用面積832㎡、格納庫および事務所兼住宅建設のための転用であり、格納庫1棟84㎡、事務所兼住宅1棟68㎡、通路等680㎡の計画となっています。

転用理由については、既存建物の老朽化により、格納庫および事務所兼住宅を建設するため、作業効率・立地条件から、本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。

以上で説明を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。  
（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（上野浩二君） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（大懸保司君） 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、武徳町、地番●●●●、地目、畑、転用面積1,275㎡。転用理由については、農業用施設用地への転用であり、D型ハウス倉庫1棟 197.69㎡、駐機場 101.79㎡、通路等 975.52㎡、合計1,275㎡の計画となっています。なお、契約内容は使用貸借となっております。

番号2番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、多寄町、●●●●、地目、畑、転用面積2,395㎡。転用目的と計画、農業用施設用地への転用であり、農業用倉庫1棟 291.60㎡、資材置場 553.65㎡、駐機場 178.50㎡、通路等 1,371.25㎡ 合計2,395㎡の計画となっています。なお、契約内容は貸貸借となっております。

以上の案件につきましては、農地法第5条2項に定める不許可事案にはあたらず、許可要件を満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。  
（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（上野浩二君） 次に、日程第6、議案第4号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づ

き、北海道農業公社に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨を要請するため、促進計画案について審議し、案のとおり認可申請されれば即日公告できるよう決定を求めます。

まず、番号1番から番号6番は農地売買等事業による即売り案件であります。

番号1番、2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南町東4区、地番、●●●●、地目、田、面積14,263㎡、対価、反当り、田174,999円で2,496,000円。

番号3番、4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南町西4区、地番、●●●●、地目、田、面積16,214㎡、対価、反当り、田199,951円で3,242,000円。

番号5番、6番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南町西4区、地番、●●●●外3筆、地目、田・畑、面積21,717㎡、対価、反当り、田149,973円、畑29,519円で3,057,000円。

続きまして、番号7番から番号14番は農地中間管理事業による賃貸借及び使用貸借案件であります。

番号7番、8番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、南町東4区、地番、●●●●の内、地目、畑、面積26,182㎡、賃貸料、反当り、畑1,490円で39,000円。

番号9番、10番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、南町西3区、地番、●●●●外5筆、地目、畑、面積11,497.36㎡、賃貸料、反当り、畑1,479円で17,000円。

番号11番、12番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、武徳町、地番、●●●●外8筆、地目、畑、面積252,831㎡、賃貸料、使用貸借のため無償。

番号13番、14番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外2筆、地目、田、面積62,702㎡、賃貸料、使用貸借のため無償。

続きまして、番号15番から番号19番は農地売買等事業により売渡しまでのあいだ貸し付ける案件であります。

番号15番、借人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外3筆、地目、田、面積28,539㎡、賃貸料、公社買入価格の1%で42,800円。

番号16番、借人、●●●●、所在、下士別町、地番、●●●●外11筆、地目、田・畑、面積117,015㎡、賃貸料、公社買入価格の1%で243,080円。

番号17番、借人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外6筆、地目、田、面積90,869㎡、賃貸料、公社買入価格の1%で272,600円。

番号18番、借人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外1筆、地目、田、面積34,569㎡、賃貸料、公社買入価格の1%で65,680円。

番号 19 番、借人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●● 外 21 筆、地目、田・畑、面積 145,063 m<sup>2</sup>、賃貸料、公社買入価格の 1%で 252,210 円。

以上、19 件の案件についてご審議のほどお願い申し上げます。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 2 番、8 番、10 番について酒井委員、11 番、12 番について鈴木茂樹委員、18 番について渡辺委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（上野浩二君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 11 回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後 2 時 00 分 閉会）